

同時代史学会 News Letter

第 32 号 (2018 年 12 月) ISSN 1347-7587

第 43 回定例研究会

日時：2017 年 10 月 28 日（土） 14：00～18：00

場所：大妻女子大学千代田キャンパス本館 F 棟 632

[報告] 宇田川幸大（中央大学）「日独戦犯裁判比較の視座—東京裁判研究の側から」

[コメンテーター] 芝健介（東京女子大学）

<報告要旨>

日独戦犯裁判比較の視座—東京裁判研究の側から

宇田川幸大（中央大学）

I. 本報告の課題と報告者の問題意識

本報告の目的は、東京裁判の一連のプロセスを、帝国主義・植民地主義・レイシズムの観点から改めて検討し、日独の戦犯裁判の比較に向けた前段階において、学界全体が共有すべき視点や作業課題を提示することである。なお、報告者の専攻領域との関係から、もっぱら日本現代史の側からの問題提起となることと、具体的な比較の作業は今後の課題とさせていただくということをあらかじめお断りしておく。また、本報告は、拙稿「序列化された戦争被害—東京裁判の審理と『アジア』」（『年報・日本現代史』第 21 号、現代史料出版、2016 年）、拙稿「戦犯裁判研究の現在」（『歴史評論』通巻 799 号、校倉書房、2016 年 11 月）での議論内容を基に構成している。詳しい研究史と、文献・史料の書誌情報や出典については、これらの拙稿をご参照いただきたい。

本報告では、まず報告者のこれまでの研究上の問題意識、研究史の流れを簡略に説明した。

報告者は、これまで日本現代史を専攻し、東京裁判を主な研究テーマとしてきた。特に裁判の審理過程や、弁護側・検察側の裁判準備過程の検討に、その重点を置いてきた。そのなかで報告者が重視してきたことは、裁判の歴史的な性格とはどのようなも

のだったのかを歴史具体的に明らかにすること、裁判以来、現在にまで継続する「課題」とは何だったのかを把握すること、の主に二点である。裁判を貫く「発想」としては、特に帝国主義・植民地主義の問題性を指摘してきた。

日独裁判の比較はこれまでどのように行われてきたのか。本報告では次のように整理した。第一は、裁判所憲章など、東京裁判とニュルンベルク裁判を、裁判の基本的な構成から比較しようとする研究潮流である。ここでは特に、東京裁判でのアメリカの権限の絶大さなどが指摘された。もう一つは、継続裁判の有無や裁かれた問題とそうでない問題とを、相互に比較する研究潮流である。他にも、冷戦の影響の濃淡といった比較もよく行われている。

だが、こうした比較の試みでは、十分に検討されていない論点がいくつかあるように思われる。

第一は、基本的な枠組みレベルでの比較が中心であったということである。対日戦犯裁判において、アメリカが絶大な権限を握っていたことは疑いないにしても、問題は「アメリカ」だけなのか。裁く側と裁かれた側の双方が、いかなる発想や問題点を抱えながら、戦犯裁判が展開されたのかという、マクロな視点が求められるのではないか。

第二に、「冷戦の濃淡」という視点の持つ危うさである。報告者は、冷戦があろうとなかろうと、恐らくは裁かれなかった問題—植民地支配の問題など—や事実上の免責が与えられた問題群が存在したであろうと考えている。近年、様々な研究で指摘されるようになったとおり、冷戦という文脈だけでなく、「継続する植民地主義」といった文脈からも、現代史における諸事件を解釈してゆくことが求められている。

第三は、「継続裁判有無論」のもつ問題である。確かに、継続裁判を行ったドイツと、それすらも行い得なかった日本との落差は極めて大きい。だが一方で、こうした議論は対日戦犯裁判の不完全性を指摘するにとどまりがちで、発展的な議論に結び付きにくいという問題も持っているように思われる。すなわち、「継続裁判まで行ったドイツと、それも行わなかった日本」という像を超えた、両裁判の特殊性と普遍性を抉り出してゆく作業を進めてゆく必要があるのではないか。

第四は、そもそも日独裁判を比較するための、基礎的研究が大きく立ち遅れている、ということである。特に、対日戦犯裁判の審理過程の分析は大きく遅れて来た。日本史学に関していえば、東京裁判に関する諸資料は、裁判論の検討のための材料というよりは、むしろ戦前・戦中の政治史を描くための材料として用いられてきた、という経緯がある。

かかる問題点をふまえ、報告者は、①日独両裁判を貫く「思想」とは何だったのか、という点から比較してゆくこと、②対日戦犯裁判と対独戦犯裁判の特殊と普遍の

双方を検討してゆくこと、③戦犯裁判から、当該期、そして現在の私たちが抱えている「課題」を可視化するということ、以上の三点が改めて重要な課題として浮かび上がると指摘した。

また、これらの検討を行う際、帝国主義、植民地主義、レイシズムが重要な視点となる点も強調した。これらの視点が欠かせないのは、少なくとも、東京裁判においては、これらの問題が、裁かれた問題とそうでない問題とを隔てる、決定的な分水嶺をなしたからであり、また、これまでのニュルンベルク裁判でも対アジア観やレイシズムの問題が、裁判審理に大きな影を落としていたことが示唆されているためである。

以下、本報告では、東京裁判を例としつつ、これらの問題が具体的にはどのような形をとって現れたのかを示した。

II. 東京裁判における検察側の追及、弁護側の準備と反証

まず、東京裁判で検察側が日本軍による残虐行為をどのように追及したのかを、追及準備過程、審理過程の順に検討した。ここでは、ポツダム宣言→バーンズ回答→検察側の政策決定過程という大きな流れの中で、一貫して、連合国軍捕虜虐待の問題が重視されていたことを指摘した。朝鮮総督を務めた経験をもつ、南次郎と小磯国昭への尋問や追及でも、植民地支配の問題は事実上論点とならなかった。

展開された審理で重視されたのも、捕虜問題が中心である。中国とフィリピンは、検察官を送り込んでいたため、現地住民の被害の一部が追及されたが、他の東南アジアについては旧宗主国が追及を「代行」という形であった。そもそも、多くのアジア諸国・諸地域の人びとは代表すら送り込めていなかったという点も看過してはならない。

検察側最終論告も、日本軍の残虐行為を「俘虜に関する最終論告」の項目で一括して扱っている。内容も、事実上「『白人』捕虜に関する最終論告」というべきものであった。また、中国での戦争犯罪も、欧米諸国への戦争犯罪への「前史」として位置づけられていた。「日中戦争の段階で、山ほど残虐行為が行われていたにもかかわらず、日本側は善後策を講じなかった。その結果、日米開戦後に『白人』捕虜が虐待された」、これが検察側の論理だった。被告人の残虐行為に対する責任も、その多くが捕虜問題との関連で論じられているのである。

一方、弁護側ではどのような準備と反証が行われたのか。弁護側の裁判準備過程で重要なことは、植民地支配の問題に関する対策が事実上棚上げにされていたということである。実際に展開された審理でも、彼らの反証は「白人」捕虜虐待の問題に関する反証であった。弁護側の最終弁論も「捕虜最終弁論」という形で日本軍の残虐行為

を一括して扱った。検察側最終論告と同様、被告人の残虐行為に対する責任も、主に捕虜問題との関連で議論されている。

Ⅲ. 東京裁判における多数派判決書の論理

以上のような攻防の末、いかなる判決が出されたのか。ここでは主に二つの点を指摘した。

第一は、日本がいかにして「欧米諸国」、「西洋諸国」との戦争に向かっていったのか、という筋書きで判決書が記載されており、満州事変や日中戦争はその「前史」としての位置づけであったということである。

第二に、第一の点とも関連するが、日本軍の残虐行為については、「白人」捕虜の問題が重視された。判決書の「通例の戦争犯罪」（残虐行為）に関する認定は、捕虜の死亡率や各事件の経緯などについて詳しく触れ、日本軍による捕虜虐待の責任を厳しく追及した。アジアでの戦争犯罪については、独立した項目を設け、かつ詳細に論じられたのは南京事件のみである。

また、欧米中心主義的な発想や、帝国主義・植民地主義の発想は判決書でいっそう明確化した。フィリピンに対する侵略戦争の遂行は、アメリカ合衆国に対する侵略戦争の一部として扱われることとなり、「B部第七章太平洋戦争」の「結論」の項目も、日本によるフランス、イギリス、アメリカ、オランダへの攻撃を侵略戦争と認定したのに対して、中国については一言も言及しなかった。（なお、これらの点を最初に指摘したのは、中村政則「明治維新と戦後改革」中村政則ほか編『戦後民主主義』岩波書店、1995年である。）

Ⅳ. 東京裁判を貫く「発想」

以上の検討を踏まえ、本報告では東京裁判の基本的な問題として、①裁判が事実上、「欧米諸国のために開催された裁判」であって、アジアの人びとの被害を正面から受け止める場には全くならなかったこと、②こうしたなかで、日本側は、戦争責任・戦後責任・植民地支配責任を隠蔽・回避していったこと、の二点を指摘した。

また、裁判全体を帝国主義・植民地主義の発想が貫徹し、「1. 『白人』捕虜、2. 『白人』民間人、3. アジア人住民、4. 論点にすらならない植民地支配」という強固な「序列」が形成されていたと結論付けた。

Ⅳ. 求められる視座と比較史に際して不可欠の作業

最後に、今後の課題についてまとめつつ、展望を示した。冒頭部で言及した通り、今後戦犯裁判の検討や、日独裁判の比較に際しては、帝国主義・植民地主義・レイシ

ズムの観点からの議論が不可欠であると考えられる。両裁判で何がどのように議論され、逆に看過されたのかを、可視化してゆくという作業が求められる。

具体的には、①東京裁判を「帝国になろうとした日本—完成された帝国としての欧米諸国」という枠組みからとらえなおすこと、②ニュルンベルク裁判における対アジア観の問題を検討すること、③「戦犯裁判とレイシズム」のテーマでの検討を進めること、④戦犯裁判前史の再検討、⑤東京裁判における個別意見書の再検討、などの作業が求められよう。

主要参考文献

- 栗屋憲太郎・田中宏・三島憲一・広渡清吾・望田幸男・山口定『戦争責任・戦後責任—日本とドイツはどう違うか』朝日選書、1994年
- 栗屋憲太郎『東京裁判への道』上・下巻、講談社、2006年
- 宇田川幸大「序列化された戦争被害—東京裁判の審理と『アジア』」『年報・日本現代史』第21号、現代史料出版、2016年
- 宇田川幸大「戦犯裁判研究の現在」『歴史評論』通巻799号、校倉書房、2016年11月
- 大沼保昭『東京裁判、戦争責任、戦後責任』東信堂、2007年
- 木畑洋一「帝国と帝国主義」木畑洋一・南塚信吾・加納格『帝国と帝国主義』有志舎、2012年
- 芝健介「ニュルンベルク裁判小考」『國學院雑誌』第973号、1988年4月
- 芝健介「ニュルンベルク裁判と東京裁判—ひとつの比較のこころみ」『東京女子大学比較文化研究所紀要』第61巻、2000年
- 芝健介『ニュルンベルク裁判』岩波書店、2015年
- 中村政則「明治維新と戦後改革」中村政則・天川晃・尹健次・五十嵐武士編『戦後民主主義』岩波書店、1995年

第44回定例研究会

日時：2018年3月31日（土）14:00～18:00

場所：大妻女子大学千代田キャンパス本館F棟632

[報告] 秋山かおり（総合研究大学院大学）

「太平洋戦争下のハワイ日系人強制収容における抑留所の変遷と抑留者の生活」

[コメンテーター] 今野裕子（上智大学）

<報告要旨>

太平洋戦争下のハワイ日系人強制収容における抑留所の変遷と抑留者の生活

秋山かおり（総合研究大学院大学）

1. はじめに

本報告は、1941年12月7日から1945年10月25日（共に現地時間）まで継続したハワイ日系人戦時強制収容にともなう抑留対象者ならびに抑留所機能の変化に注目し、これまで強制収容の初期の抑留者が中心的に叙述されてきた傾向を踏まえて、強制収容の全期間を通じて再検討し、包括的なハワイ日系人史の理解に繋げることを目的とした¹。

アメリカ合衆国ハワイ準州における太平洋戦争開戦当日には、軍政府が樹立し戒厳令が敷かれ、時前に情報機関などが選定していた抑留対象者の一斉逮捕が始まった。この背景には、「日系人対策」とよばれるアメリカ合衆国連邦政府が日米開戦の際に広範囲な強制収容を行う準備があった。他方、1868年のハワイ入植以降、急激に人口増加をした日本人（以下、日系一世）とその子孫である日系二世以降が、1940年にハワイ総人口約46万のうち約15.8万人(34.3%)を占め、軍部や支配階層に「日系人問題」として注視されていた。なお、ハワイ日系人が強制収容された法的根拠は、当時帰化権のなかった日系一世は日米開戦とともに「敵性外国人」とされ、日系二世には、戒厳令下における「危険人物」の身柄の拘束が適応されたことである。

先行研究では、連邦政府やハワイ軍政府の政策と日系人抑留者の体験とをマクロな枠組みで捉え、陸軍管轄下の抑留所という空間におけるミクロな視点による強制収容が叙述されにくかった。また、オアフ島ホノウリウリ抑留所跡地は、2006年に初の考古学調査がされ、現地で歴史認識に訴える社会運動が展開されてきたが、詳細は解明されていない。さらには、日系人の戦争協力²と「日系コミュニティの指導者たちが強制収容の犠牲となった」と重ねられる強制収容の「マスター・ナラティブ」がある。

そこで、従来の抑留者のイメージの再検討を行い、抑留所機能の変化に注目した。第一に、抑留対象者の変化は、①日系一世の指導者→②帰米二世（日本で幼年期・青年期を過ごした日系二世）→③「特に危険だとみなされた」一世と帰米二世中心、とする3段階を検証した。第二に、抑留所機能の変遷を抑留生活に焦点を当て、そこに生じる影響の力学を「政策→抑留所管理→抑留者の体験」と分析しながら収容政策の目的の変化を検討した。

¹ 本論では日本人と日系アメリカ人を合わせて日系人とする。

² 特に、日系人部隊と呼ばれたアメリカ陸軍第442連隊などに代表される犠牲が語られる。

以下には、開戦当初、オアフ島のホノルル港に隣接したサンドアイランドに設置された抑留所が 1943 年 3 月に同島の内陸部ホノウリウリへ移転したことを踏まえて、抑留人数の記録³に基づいて設けた強制収容の時期区分を示す。

[表 1]

①「開始期」	サンドアイランド抑留所	1941 年 12 月 8 日（開戦翌日） ～1943 年 3 月 2・3 日（閉鎖／移転）
②「継続期」	ホノウリウリ抑留所	1943 年 3 月 2・3 日（移転／開設） ～1944 年 10 月 24 日（戒厳令撤廃）
③「収束期」	”	1944 年 10 月 24 日（戒厳令撤廃） ～1945 年 10 月 25 日（強制収容終了）

2. 本研究の概要・論点

(1) ハワイ日系人戦時強制収容史におけるサンドアイランド抑留所の再検討

戦時強制収容の「開始期」における同所の管理・運営ならびに抑留者の生活の変化を、1 年 3 ヶ月にわたる全開設期間において検証した。これまで同所に関しては、回顧録などから悪環境で非人道的な待遇に耐えた日系コミュニティの指導者というマスター・ナラティブが創出され、またアメリカ本土へ彼らを移送するまでの「一時監禁所」であると見なされがちであった。

しかし、陸軍資料からは、そもそもサンドアイランドは抑留所建設予定地ではなく、応急的に抑留所が設営された後、設備等が次第に充実したことが明らかになった。これと併行し、開戦当初の厳格な管理体制も次第に緩和され、野菜作りや男女合同の礼拝活動の持続、管理側との待遇をめぐる交渉が認められるようになっていた。こうした居住環境や管理体制の改善からは、「一時監禁所」という定義にとどまらない抑留所の管理・運営の実態、また抑留者の自主性や行動力の確認ができた。

サンドアイランド抑留所は、真珠湾攻撃による突然の強制収容の開始から、抑留所の運営が固定化されるまでに、管理側が抑留所の基礎を築くための模索を続けていた場所となっていた。

(2) 面会制度にみる戦時強制収容「継続期」—ホノウリウリ抑留所の機能と日系人抑留者の生活

「継続期」のホノウリウリ抑留所における抑留者とその家族の面会制度が彼らにとって持ち得た意味を検証した。

³ 抑留者の出入所を管理側が記録した「抑留所日誌」（米国国立公文書館所蔵）では、戒厳令撤廃後に抑留者数が大きく減少していた。なお、資料には、アメリカ陸軍資料などの一次資料、回顧録、オーラルヒストリー、新聞記事、書簡、地図、写真、スケッチ等を用いた。

この時期には、サンドアイランド抑留所に代わって、オアフ島の内陸部に設営された大規模なホノウリウリ抑留所が1943年3月2日頃開設しているが、軍事機密によりその場所が一般には知らされなかった。一部の日系人を逮捕・抑留した継続的な強制収容政策と併行して、軍部は面会制度を利用して抑留者と家族を統制していく。面会制度が固定化されると、管理側は規則違反に対する罰則として「面会禁止」を設けて日系人抑留者の行動を抑制する手段とした。その一方で、面会を通じて家族が持ち込んだ物資は所内での下駄作り・密造酒製造を可能とし、抑留者の「ささやかな抵抗」を支えた。つまり、管理側は彼らが多少の楽しみを行うことを許容しながらも、「面会禁止」の可能性を巧みにほのめかす手法を用いた。管理側の視点に立てば、抑留所管理が安定していた時期と言える。

(3) ホノウリウリ抑留所／捕虜収容所史の再考—日系人抑留者のみせた「抵抗」の軌跡から

民間人抑留所と戦争捕虜収容所を兼ね備えたホノウリウリ抑留所／収容所の「継続期」の機能に注目し、日系人抑留者と日本人捕虜が接触した事例から捕虜収容に影響を受ける日系人抑留所の実態を検証した。

「継続期」の主な抑留対象者である帰米二世は、アメリカに不忠誠であるとの偏見・危険視から抑留が継続される傾向があった。他方、太平洋戦線の各地からハワイへ移送された戦争捕虜が同所に収容され始め、1944年以降急増した。

この状況において管理側は、一部の帰米二世抑留者を日本人捕虜などに対する食事の世話に動員した。こうした抑留者と捕虜の双方を同時に管理する手法は、抑留所／捕虜収容所としての均衡が保たれながら、表面的な安定を見せる。しかし、捕虜収容の影響は、アメリカ市民であるのに抑留され、使役されることに対する帰米二世抑留者の不満を増大させる。1944年10月24日の戒厳令撤廃にあたり、法的根拠が消滅することから二世抑留者の釈放が始まるが、これを拒否した67人がアメリカ本土へ移送された⁴。

「継続期」の終焉に見る抑留者の抵抗表現からは、軍当局が抑留者を支配する抑留所機能が崩れてかけていたことがうかがえる。

(4) 戒厳令撤廃以降の日系人抑留者たちと戦時強制収容の終焉

強制収容の「収束期」に存在した少数の抑留者、ならびに戒厳令撤廃以降の軍当局による強制収容の継続、終焉過程について可能な限り明示した。

⁴ 1944年11月8日、カリフォルニア州チューリレーク隔離収容所へ。当時の抑留者数全体の約48%にあたる。

「収束期」の抑留者には、戒厳令下から抑留を継続されていた日系一世だけでなく、ハワイ軍政府（当時）⁵と連邦政府が日系二世の身柄を拘束するために大統領行政命令 9428 を用意したことにより、新たに収容された帰米二世がいる⁶。この行政命令は、危険とみなした人物を「軍事区域」から（強制）排除し、またそれにとまなう身柄の拘束をする権限を中部太平洋陸軍司令官兼ハワイ軍政府長官に与えた。その後、戒厳令撤廃当日にハワイ準州は「軍事区域」に指定された。

「収束期」には、一世抑留者の天皇信奉、また帰米二世抑留者の、徴兵忌避・従軍拒否をほのめかす傾向などが見られた。日本送還希望も申請され、所内で暴力事件も起きる。彼らはアメリカ国家に対する不満や「日本寄り」の思想の表明とも言える行動を見せた日系人であった。また、このうち徴兵忌避者は、日系コミュニティ内で戦争協力を牽引する団体からも「社会の敵」とみなされていた。

こうして、新たな制度が支えられた少数の日系人を対象とした強制収容は、1945年10月25日に最後の抑留者が釈放されるまで続いた。

3. まとめ

本研究では、日系人強制収容の歴史の変遷を追った。第一に検討した抑留対象者の変化からは、ハワイ戦時強制収容の実像が明らかになった。「開始期」の中心的対象者日系一世の指導者たち、「継続期」の主な対象者帰米二世、そして「収束期」における少数の一世ならびに帰米二世への変化は、人口増加した日系人に対する軍当局が抱いた恐れを出発点として、「日本寄りの思想」を持つ人びとにその標的を拡散し、さらに対象者を少数化・焦点化しながら戦時体制が維持されて行く過程と言える。

特記すべきは、継続的な戦時体制下の抑圧政策で日系の戦争協力牽引団体が敵視した対象と軍当局の選定した対象が「敵」として徐々に一致する現象が見られたことである。

第二に検討した抑留所機能の変遷からわかる抑留生活に関しては、管理手法の変化が明確となった。「開始期」のサンドアイランド抑留所の居住環境が改善され、抑留者を支配的に扱う状況から、多少の自主的活動を許容する管理へと変化した。続く

「継続期」におけるホノウリウリ抑留所では、抑留者への規制が軟化した一方で、面会制度を用いた管理が行われた。そして多数の捕虜に対応するため、帰米二世抑留者を動員して表面的に安定していた管理体制は、抑留者の抵抗という不安定な要素を見せ始める。「収束期」には、もはや管理側の支配が抑留者に及ばなくなっていたことは、暴力事件や日本送還申請などからうかがえる。

⁵ 1944年7月、ハワイ軍政府長官局から内部保安局に軍政府の執務室が名称を変更した。

⁶ 本論では「続帰米二世抑留者」と呼んだ。

こうしたハワイの日系人強制収容は、約3年11ヶ月の間に変化を遂げながら継続したが、収容政策は日系人を抑留する意味そのものを変え、最終的にその目的すらも形骸化していた。つまり、抑留所が「社会の敵」とみなされた人びとの身柄を拘束する刑務所のような場所となっていた。

戦時強制収容がハワイで「忘れられた歴史」であったのは、近年になり、ホノウリウリ抑留所の正確な場所が確認されたことからわかる。戦時下にアメリカ国家に組み込まれた日系人の「意識的な縛り」とその戦後の歴史認識との連続性を再検討することが課題となる。

第45回定例研究会：院生・若手自由論題報告会

日時：2018年7月14日（土）14:00～18:00

場所：早稲田大学早稲田キャンパス11号館606号室

[報告] 金庾毘（一橋大学大学院） 「アジア・太平洋戦争期の朝鮮人志願兵」
長谷川達朗（一橋大学大学院） 「高度成長期における村落社会の変容」
秦文憲（総合研究大学院大学） 「昭和初期のサラリーマンと会社との関係」

<報告要旨>

アジア・太平洋戦争期の朝鮮人陸軍志願兵 — 「南方」戦線を中心に

金庾毘（一橋大学大学院）

本報告は、アジア・太平洋戦争期における朝鮮人兵士について、「南方」戦線の朝鮮人陸軍志願兵を中心に考察した。

アジア・太平洋戦争は、世界的に数多くの犠牲者を出した世界大戦であり、日本のみで軍人・軍属230万人、民間人80万人の犠牲者を出した悲惨な戦争である。ただし、軍人・軍属の230万という犠牲者の数値には、当時日本の植民地であった朝鮮人と台湾人の犠牲者の5万人含まれた数値である。

植民地における戦争動員は、朝鮮人に限定していえば、日中戦争期から活発に実施された。1938年の「陸軍特別志願兵制度」（以下、陸軍志願兵制）をはじめとして、1943年には「海軍特別志願兵制度」（以下、海軍志願兵制）、朝鮮人学徒兵志願兵制度（以下、学徒志兵制）が、戦争末期の1944年には徴兵制度（以下、徴兵制）が実施された。動員の総数は368,626名に上り、その詳細な数は、樋口雄一の『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』（総和社、2001年）によれば、徴兵徴集者が190,000名、陸軍志願兵が16,830名、学徒志願兵が3,893名、海軍志願兵が3,000名、軍属・労務者が154,907

名であり、数多くの朝鮮人が戦争に動員されたのである。

既存の研究は、朝鮮人の戦争動員について、日本の朝鮮植民地支配における「皇民化」政策と関係づけて、日本の植民地政策の延長線から志願兵制と徴兵制を明らかにしてきた。しかし、これらの研究は制度史的な側面が強いと思われる。近年になり、アジア・太平洋戦争期における朝鮮人兵士の研究、つまり朝鮮人兵士にフォーカスを当てた研究がなされるようになってきた。だが、戦闘が激化し多大な犠牲者を出した「南方」戦線における朝鮮人兵士の実態については、現在まで優れた研究を蓄積してきた日本人兵士の実態研究に比べると、非常に少ないと言い得る。

史料面では、戦後朝鮮半島での激甚なイデオロギー対立、「親日派」（いわゆる民族反逆者）問題があったため、朝鮮人自らの戦争体験を語った伝記や回想録などは少なく、さらに戦後 70 年が過ぎた現在では、元兵士たちの聞き取りも不可能な状態である。

したがって本報告では、既存の研究成果を踏まえて、連合軍の捕虜尋問調書、日本軍の公式文書、そして日本人将兵の回想録・伝記、そして彼らが所属していた部隊・連隊史などを用いて、分析し、今まで言及されて来なかった朝鮮人兵士についてその実相を明らかにした。

第 1 章では、朝鮮人志願兵制度の制定と展開過程、そしてその結果について論じた。1931 年の「満州事変」勃発後に朝鮮人の戦争動員に関する議論が始まった。最初の議論は朝鮮人に義務兵役を課することであったが実現されず、「皇民化」政策の一環として徴兵制導入で志願兵制度が試験的に導入され、日中戦争後の 1938 年から陸軍志願兵の募集が始まった。志願者たちは、朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所で 6 ヶ月間（後に 4 ヶ月に短縮）の訓練を受けた後、朝鮮に駐屯していた朝鮮軍隷下の部隊に入営した。訓練所では、単なる軍事訓練ではなく、「皇軍」になるための精神教育や日本語の教育、そして軍隊式生活に慣らさせるための教育が同時に実施された。志願兵らは朝鮮の第 19・20 師団（後に中国・満洲駐屯部隊、「内地」部隊などに拡大）に入営した。

志願兵制度ができた 1938 年には、400 名という極めて少ない数が日本軍に入隊した。さらに、兵士の兵種は高度な技術を要しない歩兵・輜重兵・高射砲兵に限定された。しかし朝鮮人志願兵が中国戦線で実戦を経験して高い評価を得たことや、朝鮮青年に対する「宣伝」や「感化」などの目的もあり、1940 年からは 4,000 名に拡大され、最も多かった 1943 年には 5,330 名に達し、多くの朝鮮人が日本の兵隊になった。

第 2 章では、「南方」戦線における連合軍の捕虜政策と朝鮮人捕虜について論じた。

アジア・太平洋戦争期に連合軍は、円滑な戦争遂行のため、積極的に情報戦を実施した。その活動は、捕獲した日本軍の文書を翻訳することや、捕獲した捕虜を尋問す

ることなどであった。連合軍は戦場で情報を収集して即時作戦に反映した。

情報戦は太平洋戦線でも活発になされた。捕虜になった多くの日本兵は、連合軍の尋問を受け、様々な情報を連合軍側に提供した。その情報は、所属部隊の配置や戦力や戦意などの情報から、日本の本土や植民地、占領地域に関する情報まで幅広く提供した。日本に愛国心のない朝鮮人は日本人捕虜以上に情報を連合軍に提供した。本報告で尋問調書から確認した捕虜の数は、軍人が 33 人、軍属・民間人が 11 人であり、尋問調書からは当時朝鮮人兵士たちの目線から見た戦争や日本人・日本軍に対する考えなどをうかがい知れるものである。

第 3 章では、「南方」戦線における朝鮮人兵士の特徴と復員について論じた。

アジア・太平洋戦争勃発後には、朝鮮に駐屯していた日本軍の部隊が、戦局の悪化により「南方」に転用された。その部隊に所属していた朝鮮人も部隊の転用と伴って、一緒に「南方」に向かうことになった。朝鮮人兵士たちは、日本人兵士と同様に連合軍による攻撃で戦死、マラリア・風土病などによる病死、補給の断絶による餓死、そして輸送途中の潜水艦や飛行機の攻撃による船の沈没で海没死など、多大な犠牲を被った。しかし、朝鮮人兵士たちが体験した戦場は、日本人の兵士たちが経験した悲惨な戦場でありながらも、植民地の兵士として戦場を経験していたのであった。

これらの朝鮮人兵士の経験から導出された特徴としては、二つ挙げられる。まず、朝鮮人の兵士の中で「叩き上げ」の下士官がかなり多かったことである。

「南方」戦線における朝鮮人兵士の階級別戦死者の比率からみると、朝鮮人兵士・下士官・将校の中で下士官の比率は高く、日本人下士官の比率より低くはなかった。朝鮮人下士官の数が多かった要因としては、朝鮮人志願兵と徴兵された日本人兵士の体位・体力の差、朝鮮人志願兵の優秀な成績があげられ、そのため下士官に進級できる機会が多かったとみられる。しかし、日本軍はすべての成績優秀な朝鮮人志願兵が進級し、階級の高い朝鮮人兵士が多くなる状況を避けるため、彼らの成績の作為し、朝鮮人志願兵の進級を妨げた可能性もあり得る。

次に、朝鮮人兵士に対する差別の問題である。朝鮮人兵士たちは連合軍の捕虜尋問調書で日本人兵士による差別を一貫して語っていた。朝鮮人兵士たちは、日本人将兵による差別や私的制裁、虐待などを受けた。さらに、朝鮮人兵士だけではなく、朝鮮人下士官も自分の部下の前で将校のよる辱めを受けたケースがあり、朝鮮人兵士に対する差別は兵士・下士官の区別なしに日本軍内で横行していた。また、日本軍は朝鮮人兵士を特別管理していて、朝鮮人兵士は見えない差別を受けていた。このような差別は、朝鮮に入営した時から、「南方」戦線に派遣された後でも横行していた。朝鮮人兵士たちは、過酷な差別を受けたあげく、戦場で死を冒しながら逃亡し、連合軍へ投降して捕虜になるほどであった。

本報告は、朝鮮人兵士研究でほとんど言及されてこなかった連合軍の捕虜尋問調書を用いて分析し、「南方」戦線における朝鮮人兵士の実相について明らかにした。

朝鮮人兵士は、日本軍内で差別を受けていた。その差別は暴言、私的制裁、虐待などのことから、屈辱まで受けていた。その中では、戦場に派遣された後、逃亡する機会をうかがい、連合軍に投稿するものもいた。特に日本軍は部隊の中の朝鮮人を特別管理して、朝鮮人は見えない差別も受けていた。朝鮮人兵士たちは、連合軍の敵を前にして、日本軍からは監視される立場に置かれたのであった。

一方、すぐれた体格を持ち成績優秀な朝鮮人兵士の中には、差別に耐えながら叩き上げて上等兵・兵長、ひいては下士官にまで進級していた。徴集された日本人兵士たちも進級できなかった上等兵や兵長、そして下士官まで上がり、時には日本人兵士を指揮することもあった。このような朝鮮人兵士の諸相は、既存の朝鮮人兵士がもっていたイメージ、つまり武器を与えられることもなく労働力として動員された兵士、上等兵・兵長以上の階級へ進級は難しく、低い階級にとどまっている兵士というイメージとはまったく違うものだと言えるだろう。

だが、一つ指摘しなければならない問題が、朝鮮人兵士の中の「親日派」問題である。徴兵徴集者より、「志願」で日本軍の兵士になった朝鮮人志願兵の場合、ごく稀であれうが日本に対する「愛国心」が同期で志願した人が存在した。本報告で論じている朝鮮人下士官数の分析を通じて、それについてある程度は検証した。つまり、差別が存在する中で、分隊を指揮したり、武器や軍需品などを管理したりする下士官になることは容易なことではなく、それは、将校から見ると、信頼できる日本人のような者でなければならない。そこで、積極的に忠誠心を示し、進級していた者も存在したと思われる。

朝鮮人兵士、特に志願兵たちは、日本帝国主義下で、様々な動機で日本軍に「志願」し、アジア・太平洋戦争中には戦地に向かい多大な犠牲を被った。その中で、「南方」戦線の朝鮮人は、連合軍の捕虜尋問調書などを分析した結果、日本人将兵から差別を受けながらも、差別に耐えつつ「叩き上げ」で上等兵・兵長以上の兵士、また下士官まで進級できたのであった。もちろん、彼らの進級が、単純に日本帝国に忠誠するためだったとは言い切れず、その中では多様な要因が存在していると思われる。これに関しては、今後詳細に分析したい。

本報告分析した、今まで言及されてこなかった朝鮮人兵士の諸相は、アジア・太平洋戦争の朝鮮人兵士を研究するにあたって重要であると言い得るだろう。

高度成長期における村落社会の変容

長谷川達朗（一橋大学大学院）

本報告の目的は、高度成長期の山間村落において、村落運営にどのような変化がみられたのかを共有林管理の分析によって明らかにすることである。

近年、高度成長期の農村や都市近郊農村を対象とした研究が進展しているが、これに対して山間村落を扱った研究は少ない。だが、当該期には森林資源の価値とその利用実態が大きく変化したことから、平場の農村に比して山間村落の人びとが受けた影響は大きかったと思われる。

そこで本報告では、山間村落の一事例として宍粟郡一宮町閏賀（現宍粟市）を事例とし、閏賀の共有林管理の実態を明らかにする。共有林は、村落の住民によって共同で管理されていたため、村落運営の変化を看取するのに適しているためである。分析は閏賀自治会保管の閏賀区有文書と、閏賀集落の古老への聞き取り調査によって得られた成果にもとづくものである。

まず、聞き取りや統計資料をもとに、宍粟郡における労働市場の変化について確認した。閏賀の住民はほとんどが農家であった反面、農業だけで生活できた家はほとんど存在せず、戦前以来多くの男性が出稼ぎをおこなっていた。出稼ぎの形態は林業出稼ぎと酒造出稼ぎが主で、木材市場が活性化していた戦後には特に前者が多かった。聞き取りによれば同時期のサラリーマンと比べて、林業出稼ぎの方が圧倒的に高収入であった。しかし、1960年代中盤から木材市場の低迷と呼応して林業出稼ぎが低調になり、離農してサラリーマンになる男性が増加していたのだった。

それでは、高度成長期に木材市場が活況を呈していたことが、共有林にどのような影響を与えていたのか。敗戦から高度成長期までの閏賀の村落財政をみると、1960年代中盤に画期が存在する。すなわち、1960年代中盤までは共有林からの収入が歳入の中でしばしば大きな割合を占め、それが村落内のインフラ整備に役立てられた他、金銭が直接住民へ分配されることもあった。ところが、1960年代中盤以降は山林原野からの収入が減少し、共有林に頼った財政運営が不可能となっていた。

木材の経済的価値の変化は、共有林の利用の仕方にも影響をあたえた。エネルギー革命により薪炭や芝草の需要が減少する一方で、木材価格の高騰を背景に林野への造林が推進されるのが全国的な趨勢であった。閏賀でも同様に、共有林の内の芝草採草地や薪炭林が減少し、随時造林がおこなわれていた。つまり、共有林は生活資源の採集地から立木の育成地としてその役割を変化させていたのである。

共有林の管理がどのようにおこなわれていたのかを、担い手の観点からもみていきたい。閏賀の共有林は明治以来「天役」という住民による出役によって管理されていた。天役による共有林管理は、女性の出役が認められないなどの制約を有しつつも、

1960年代前半までは問題なく機能していた。それでは、高度成長期に天役による共有林管理はどう変化したのだろうか。重要な点として次の二点が指摘できる。第一に、戦後の植林熱の高まりが閩賀でもみられたことは前述したが、このことは天役による出役負担の増加をもたらしていた。第二に、他方で当該期にサラリーマンが増加していたことによって天役に出役できる男性が不足する状況に陥っていた。

天役出役者の不足を一つの要因として、閩賀では1965年ごろに共有林の一部を「隣保山」に改組した。隣保山とは、共有林の一部を分割し、村落内の六つの隣保がそれぞれ一区画を管理する仕組みであるが、隣保山の創設はそれのみには留まらない大きな変化を含んでいた。

第一に、天役では認められていなかった女性の出役が認められた点である。時代を遡るが、戦前から出稼ぎが多く男手が不足しがちであった閩賀では、1928年に婦人会が管理する「婦人会山」が作られていた。閩賀では女性が山に入る仕組みが戦前から存在しており、それが隣保山に結び付いたといえよう。

第二に、出役日の自由度の高さがあげられる。天役は、決められた日に各戸から一名ずつの人員を招集し、一斉に出役することによっておこなわれていた。だが、隣保山の場合は、作業日を固定せずに各家の自由な日に作業をおこなうことが可能となった。

だが、第三に、出役の自由度が増したことは、各戸が提供する労働量のばらつきを拡大させていた。天役でも少なからず労働量の差は存在したが、隣保山でその差はさらに大きくなり、出役しなかった分は直接金銭を納めることで代替された。

これまでの分析で確認した、高度成長期の山間村落における変化をまとめよう。一つは労働市場の変化である。農業だけで十分な収入を得ることが困難であった閩賀では林業出稼ぎに従事するものが多かったが、木材市場の停滞と並行して1960年代中盤からは出稼ぎが減りサラリーマンに転身するものが増えていた。

二つ目は共有林の利用についてである。1950年代後半から採草地や薪炭林が減少し、反対に植林が進展することで、共有林が生活資源の採取地から売買を目的とした立木の育成地となっていた。植林が進展したことは、村落財政の基盤として共有林からの収入が大きかったからに他ならないが、それも1960年代中盤からは収入源としての位置を低下させていた。

三つめに、共有林管理方法の変化があげられる。天役による共有林管理は様々な規制を含んでいたために、サラリーマンの増加などによって担い手不足問題が起っていた。それに対して閩賀では隣保山を創出し、新たな管理方法を確立することによって、自分たちの手で共有林の管理を存続させる道を見出していた。

以上のように、高度成長期の山間村落では木材市場の停滞や労働市場の変化によって村落運営上の問題点が立ち現れていた。木材市場が高度成長期に大きく変動したことを鑑みれば、それによって影響を受けた山間村落の人びとにとっての高度成長期は激動の時代であった。しかし、山間村落に生きた人びとは共有林管理方法を変化させることによって村落運営上の問題を乗り越えていた。このような山間村落における生活の実態と、そこに生きた人びとの主体性を明らかにしたことが本報告の結論である。

昭和初期のサラリーマンと会社との関係

秦文憲（総合研究大学院大学）

はじめに

本報告では、修士論文の1章を構成していた「サラリーマンと福利厚生—三菱倶楽部の事例にみる—」を再構成し、三菱の組織である「三菱倶楽部」とその活動内容、活動の持つ意味について報告を行った。

戦後日本では、実際には多様な生活や生き方の形態があるにもかかわらず、「サラリーマン」を「時代の生き方のモデル」「中流」「安定的な幸福を享受する家族として幸福のモデル」とであるとみなしてきた。ここには、「サラリーマンという生活や生き方」を1つの「標準的」な「モデルケース」と認識する日本社会の姿が見て取れる。

しかし、もはやそのような「モデルケース」が通用しなくなっている現代において、改めて「サラリーマン」「サラリーマンという生活や生き方」、それを「標準的」「モデルケース」と認識してきた日本社会の在り方を改めて考え直し、捉えなおす必要がある。そのためには、漠然と共有されている「サラリーマン」についてのイメージから離れ、実態を明らかにする必要がある。

対象とする時期は、サラリーマンが「普通」になる1960年代を中心とするが、「サラリーマン」に関するイメージが形成・流布されはじめたのは、『サラリーマン論』『サラリーマン物語』などが出版された昭和初期からである。そのため、この時期を出発点とする必要がある。昭和初期には、「月給百円」のサラリーマンがモデルケースとされ、ホワイトカラー全体の標準的な生活モデルとされていた。この時期のサラリーマンの実態を明らかにすることで、後にまで影響を与えていくサラリーマンイメージ・サラリーマンモデルを相対化することができる。

サラリーマンに関する先行研究には、松成義衛他『日本のサラリーマン』（青木書店、1957年）のように、明治初期の官吏をサラリーマンの最初期の姿とし、それが第

一次世界大戦を経て一般企業にも学卒者が入社してサラリーマンが確立するとみるもの、サラリーマンの生活実態を描いた岩瀬彰『「月給百円」のサラリーマン—戦前日本の「平和」な生活』（講談社、2006年）などがある。

経営史では、サラリーマンを取り巻くシステムに注目が向けられ、氏原正治郎「戦後日本の労働市場の諸相」（『日本労働協会雑誌』、1959年）で明らかになった会社内身分制度、間宏『日本労務管理史研究：経営家族主義の形成と展開』（ダイヤモンド社、1964年）が明らかにした経営家族主義という概念をベースに研究が進められてきた。近年では、菅山真次『「就社」社会の誕生：ホワイトカラーからブルーカラーへ』（名古屋大学出版会、2011年）で、学卒者の新規採用など日本の雇用慣行に関して研究が進められてきている。

一方、会社は雇用関係や職務、労務管理といった職務と直接的に関係を持つ部分以外でもサラリーマンと様々な関わりを持っており、それらに目を向ける必要性がある。その一つが、企業がサラリーマンに提供している福利厚生である。

福利厚生については、千本暁子「20世紀初頭における紡績業の寄宿女工と社宅制度の導入」（『阪南論集 社会科学編』、1999年）のようにブルーカラーを対象とする福利厚生の研究が中心を成しており、労務管理の一環として整備され、衣食住に直結することが明らかにされてきた。

こうした先行研究を踏まえ、本報告ではサラリーマンに関する一般的イメージが流布し始めた時期としての昭和初期におけるサラリーマンの実態を、「三菱倶楽部」という三菱財閥が職員向けに提供していた福利厚生組織の具体的な活動を、記録や規則から明らかにするものとした。この組織に注目し、昭和初期の「月給百円」サラリーマンモデルに近い位置にいた三菱職員たちの具体的な状況を明らかにすることで当時の「サラリーマンイメージ」を見直すことが可能になる。また、この組織は体制が変更されながらも現在まで存続しており、サラリーマンがエリートから大衆化するまでの継続的な変化を追い、明らかにしていくことができる。

1. 三菱倶楽部とはどのような組織か

三菱倶楽部は、三菱財閥がホワイトカラー層である職員向けに作っていた福利厚生組織である。大正3年に三菱財閥総帥岩崎小弥太によって、社交・啓蒙の場として設置された。大正7年と大正11年に規則が大幅に変更され、昭和15年には、現在まで存続している「三菱養和会」という組織に変更された。

2度改正された規則には、活動内容や会員に関する規定がある。発足直後の大正3年時点では、活動内容に関して具体的な定めはなく、活動を模索している状態であるが、大正7年時点で三菱倶楽部の活動の中心を成す、総務部・武術部・弓道部・端

艇部・戸外運動部・文芸部が設置された。大正 11 年には、会費を給与から天引き徴収することが規則に盛り込まれた。

三菱倶楽部では、各地に存在する支部の活動状況や倶楽部全体への告知・報告などのために、「部報」「菱華」という会報が発行されていた。この会報は、時期により発行頻度や内容が異なるが、各地の活動報告と「読書その折々」という文献紹介欄ほどの時期でも必ず掲載されていた。

三菱倶楽部の幹部は、三菱本社、各分系会社の社長や役員クラスによって構成されていた。会長は合資会社社長つまり財閥総帥である岩崎小弥太となっていた。大正 11 年時点の規則では、委員は選挙で選出されることになっていたが、選出後合資会社社長に認可を受ける形となっていた。

2. 三菱倶楽部の活動と特徴

三菱倶楽部の活動を、本報告では東京にある本部・神戸支部・神戸造船所を中心とする神戸和田支部に絞って見ていった。三菱倶楽部では、支部によっては倶楽部ハウスという形で常設の施設を保有していた。上記三支部には、弓道場、柔道場、剣道場、談話室、囲碁将棋室などに加え、野球場やテニスコートが設置されていた。

本部では、主に休日である日曜日に活動が行われていた。本部開催の運動会には 3000 人の来会者があることもあった。神戸支部特有の活動には、夏季には海水浴場が設置され冬季には六甲山上でスケートリンクが設置されるという、地域の地形的特性を生かしたものがあつた。神戸和田支部に特有の傾向は、活動日数が三支部の中で最大であり、最大で 3 日に 1 度程度の頻度で活動が行われていた。活動内容にも特徴があり、平日の終業後に球技を行うこと、職員対職工というチーム編成での試合が行われていた。球技以外にも、定例の将棋会があるなど、活動日数が多い分多様性に富んだ活動が行われていた。

支部を問わず行われる活動では、武道部・弓道部の夏季・冬季集中特訓、三菱財閥全体で行われる HI テニスカップ、いくつかの支部が合同で行う武道大会やボートレース大会、運動会などがある。こうした活動や設備からは、ある程度以上の教養と資金力を有する人々の文化圏で好まれる活動を行っていることがわかる。

三菱倶楽部の活動記録を見ると、活動にいくつかの特徴的があることがわかる。まず、倶楽部活動への参加人数のバラつきである。神戸和田支部の例では、10 月と 11 月に行った遠足会で、10 月は 25 名の参加、11 月は 52 名の参加と倍以上差がついている。他にも、昭和 7 年・8 年・11 年に行われた年始スキー大会の参加者も 20 名前後・60 名・19 名と最大で 3 倍以上の差がついている。また、昭和 11 年の神戸和田支部のハイキングでは、二週連続で行われているが、参加者が初回 6 名、2 回目 32 名と

5倍以上の差がついている。「部報」の記述によれば「雨天のため」と理由が記載されている。運動系以外の活動でも参加人数にはバラつきがある。頻繁に行われていた活動である講演会でも、三支部の平均参加者の2倍以上の参加がある講演会が記録されている。このバラつきからわかることは、三菱倶楽部の活動は行先や活動内容、天候によって参加に自由が利く程度には自主性がある組織である、ということである。規則上でも活動参加義務規定はないが、実態としても倶楽部活動への参加強制・動員がないことがわかる。

会報にも特徴が見いだせる。前述のように会報には「読書その折々」という文献紹介欄が存在したが、そこでは「宗教哲学文芸等諸方面の先覚者の所言を抄録掲載」という理念の下、全世界の学者、起業家、思想家、小説家の文章が紹介されている。ここで取り上げられる著作は、いわゆる「知識階級向け」の文章であり、具体的には「円本」に収録された本などが紹介されている。しかし、マルクス主義に関する著作は、岩波から翻訳が出版されており、「円本」でも取り上げられているにも関わらず一冊も取り上げられていない。これは、ある程度の恣意性を持ちながら書籍を選定していた可能性があることを示唆している。そしてここには、基本的に「教養主義的」な思考が存在することが見えてくる。この「教養」とは、サラリーマンの自意識を満足させ、サラリーマンをエリートとするサラリーマンの自己意識を補完し、なおかつ「マルクス」にはかかわらないという会社にとって都合がいい「教養」が潜んでいるといえる。

3. 家族を巻き込む「三菱倶楽部」

三菱倶楽部の規則には、設立当初から一貫して「会員相互の親睦を深め」「会員の身心の健康と調和」という理念が提示されている。これにより会員つまり三菱財閥の一員を対象とした組織であることを強調している。しかし、活動記録を見ると非会員であるはずの会員家族が三菱倶楽部の活動に参加していることがわかり、参加することが可能な規則構成となっていることがわかる。

具体例を挙げると、昭和5年9月28日には本部で運動会を行っているが、来会者3000人の中には会員家族が競技に参加していることが記録されており、加えて、家族競技という種目があり3種類の競技が開催されていることが示されている。また、前述の和田支部の海水浴場では、昭和2年に2000人以上が来ていることが示されているが、その中に会員家族が含まれていることも示されている。

また、三菱倶楽部所有の葉山寮宿舎には倶楽部会員以外の同伴者は会員家族のみ利用可能と規定されている。三菱倶楽部が三菱養和会に組織変更された後も会員家族は非会員でも利用可能となっていることが示されている。

このように、本来会員でもない職員家族が、福利厚生組織の活動・設備利用によって、三菱という企業の内側に入り込んでいく構造になっているとすることができる。

結論

ここまで見てきたことを踏まえ、三菱倶楽部の活動を見ることで明らかになったことは以下の三点である。第一に、三菱職員たちは、三菱倶楽部という職員と会社を積極的に接続しようとする組織を通じて、会社の枠組みの中に業務時間外でも組み込まれていたということである。そのうえで、自主的・自律的に活動することにより、会社が主体となって設立された組織内での活動であるという意識を薄くする形になっていったといえる。

第二に、テニス・海水浴・ハイキングなどの「教養」を感じさせる要素を活動として行っていることにより、サラリーマンの「エリート意識」を補完する性質であったことである。これは、従来注目されてきた、ブルーカラーを対象とする福利厚生とは異なり、衣食住など生活に直結しないという点で、サラリーマン向けの福利厚生組織にこそ現れる特質であるといえることができる。

第三に会社の枠組みに組み入れられることは、三菱職員たち本人だけの問題ではなく、家族もその枠組みの中に組み込まれることであった。家族も巻き込むという点において、三菱倶楽部は、従来雇用関係において注目されてきた福利厚生の性質、雇用されている社員に与えられる温情や保証という位置づけにとどまらないものであったといえる。

以上のように、三菱の従業員は勿論、従業員でも倶楽部会員でもない職員家族までを含めて三菱と接続し、三菱倶楽部の活動に参加することを通じて、サラリーマン家族にふさわしい生活感覚と生活スタイルを身に着けていく。このようにして身に着ける感覚とスタイルが、サラリーマンを「標準的」で「幸福と安全のモデル」として拡散していく基礎になったのではないかと考える。

【お知らせ】 編集スケジュールの変更について

同時代史学会編集委員会

同時代史学会会誌『同時代史研究』の今後の編集スケジュールについて、以下お知らせいたします。

次号の第12号は従来通り、2018年12月末日エントリー〆切とし、2019年3月20日投稿〆切、同8月末の入稿を経て11月末に刊行する予定です。

次々号の第13号以降は出版社の業務量を調整する必要などから編集スケジュールを変更し、現行より約半年早めのタイミングで締め切りを設定いたします。具体的には、第13号は2019年6月ごろをエントリー〆切とし、2020年9月ごろ刊行予定となります。つまり、エントリーおよび投稿の〆切は半年早まり、発行までの期間は従来より3ヶ月延長して約15ヶ月といたします。詳細については第12号の投稿を締め切った段階で、ニューズレターや同時代史学会のホームページ上で改めて告知いたします。

会員のみなさまには、第12号・第13号以降ともに、ふるってご投稿いただきますようお願い申し上げます。

同時代史学会 News Letter 第 32 号

発行日 2018 年 12 月 15 日

連絡先 : 〒285-8502 千葉県佐倉市城内町 117

国立歴史民俗博物館 原山浩介 気付

harayama@rekihaku.ac.jp